

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
霊園墓所使用承継許可申請	使用者が死亡した場合に市営墓地の使用権の承継ができる。	○			環境課
保育所等入所申込等	保育所等への入所の申込等	○		パートナーの子の保護者として申請できる。	子育て支援課
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請	市より施設等利用給付認定を受ける。	○		パートナーの子の保護者として申請できる。	子育て支援課
教育・保育給付認定申請（認可保育所入所申込含む）	市より教育・保育給付認定を受ける。	○		パートナーの子の保護者として申請できる。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の傷病・入院・リフレッシュ等の事情で一時的に児童を預かる。	○		パートナーの子の保護者として申請できる。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ全般	○		パートナーの子の保護者として申請できる。	子育て支援課
保護者として各種面談に出席	保護者面談、進路相談、生徒相談など		○	パートナーの子の保護者として代理出席できる。 （事前連絡必要）	学校教育課
災害時等の児童生徒の引き取り	特別警報等により必要に応じて保護者に引き取りをお願いする		○	パートナーの子の保護者として引き取りできる。 （引き取り名簿に登録が必要）	学校教育課

愛西市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
私立高等学校授業料等補助金	授業料等として年額10,000円支給する		○	同一世帯の場合は、申請及び受領ができる。	学校教育課
図書館利用者カードの交付・更新 (小学生以下)※保護者として申請	利用者カードを発行する		○	パートナーの子の保護者として代理申請できる。	生涯学習スポーツ課
登録情報の変更(図書館)	利用者カードの登録内容を変更する		○	パートナーの子の保護者として代理申請できる。	生涯学習スポーツ課
愛西市家族介護慰労金支給	ファミリーシップ宣誓された方が、対象者に該当すれば、申請が出来る。	○			高齢福祉課
愛西市家族介護用品給付事業	ファミリーシップ宣誓された方が、対象者に該当すれば、申請が出来る。	○			高齢福祉課
所得課税証明書交付申請(市民税)	要綱に基づきパートナーシップの宣誓をされた方は生計を一にする同居の親族として取り扱うこととして、住民票上同一世帯の方について、本人から依頼があったと認められる場合には委任関係が推定されるため、申請可能。	○		住民票上同一世帯である場合に限る。	税務課